

[事案 30-177] 新契約無効請求

・平成 31 年 2 月 20 日 裁定終了

<事案の概要>

契約時に手数料について十分な説明がなかったこと等を理由に、契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 27 年 6 月に銀行を募集代理店として契約した外貨建変額個人年金保険について、以下等の理由により、契約を取り消して既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 募集人から、保険料から控除される費用について中途解約時の手数料しか説明はなく、他には外貨変動による影響があることしか説明されていないので、中途解約の際の手数料以外に手数料はかからないと思っていた。
- (2) 契約前に、仮に外貨変動が生じなかった場合に、第 1 回目の契約内容通知文書に記載される（契約関係費用が控除された状態の運用）金額の説明がなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、商品パンフレットを使用して商品内容やリスク、費用について説明しており、申立人は、意向確認書兼適合性確認書にもリスク、費用について了解したとチェックしている。
- (2) 契約前に、仮に外貨変動が生じなかった場合に、第 1 回目の契約内容通知文書に記載される金額を確定させることは、資産運用費用が確定しないため商品の仕組み上不可能である。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が中途解約時の手数料以外に手数料はかからないと誤信していたとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。